

# 自己責任論を再考する

—知的障害者の意思決定から—

柴崎麗奈

# 目次

はじめに

## 1. 自己責任論の構造

- 1. 1 リベラリズムにおける自由と責任
  - 1. 1. 1 近代を貫くイデオロギーとしてのリベラリズム
  - 1. 1. 2 リベラリズムの前提となる近代的人間像
- 1. 2 自己責任論の登場と福祉国家
  - 1. 2. 1 ネオリベラリズムによる自由と責任の変容
  - 1. 2. 2 自己責任論と福祉国家

## 2. 知的障害者と自己責任論

- 2. 1 自己責任論による知的障害者の排除
- 2. 2 知的障害者の自立生活
  - 2. 2. 1 障害者運動と自立
  - 2. 2. 2 知的障害者の自立生活の現状
- 2. 3 支援付き意思決定（意思決定支援）の要請

## 3. 知的障害者の支援付き意思決定（意思決定支援）とその限界

- 3. 1 日本における意思決定支援
  - 3. 1. 1 制度改革の経緯
  - 3. 1. 2 条約との乖離
- 3. 2 オーストラリアにおける支援付き意思決定
  - 3. 2. 1 SA-SDM の開発背景
  - 3. 2. 2 SA-SDM の仕組み
  - 3. 2. 3 SA-SDM の特徴
- 3. 3 責任の所在という課題
  - 3. 3. 1 不当な影響のリスク
  - 3. 3. 2 意志と責任の限界

## 4. 自己責任論の再考

- 4. 1 中動態による捉えなおし
- 4. 2 「社会」であり続けること
- 4. 3 すべての人が自己責任論から解放されるために

おわりに

参考・引用参考文献

図表

## はじめに

現代社会において「自分のことは自分で決める」自己決定の原則は、人間の尊厳を支える不可欠な権利とされている。しかし大学で社会学を学ぶうちに、この原則が孕む排他性に危機感を抱いた。社会学では、私たちが直面する貧困や格差といった困難の多くは、個人の努力不足によるものではなく、社会の構造によって構築されたものだと捉える。しかしながら、現代社会ではそういった「生きづらさ」を個人の選択の結果として還元し、「自己責任」という言葉で片付けてしまう傾向がある。社会的に構築された障壁を個人の責任へとすり替えるこのメカニズムに、私は強い疑問を感じてきた。

自己責任論の暴力性が最も鋭利な形で現れているのが、知的障害者福祉の領域である。この分野では、長年続いたパターナリズムへの反省から、障害者の主体性を尊重する「当事者主権」へとパラダイムシフトが進んでいる。これは、障害者を「保護の客体」から「権利の主体」へと回復させる重要な運動である。しかし、知的障害者の主体性を回復させる過程で問題が浮上している。それは、主体という概念が自己責任論を下地としているがゆえに、「本人の意志」が全責任を本人に押し付ける論理として機能してしまうことである。結果として、知的障害者は「責任能力がない」として排除されるか、あるいは無理やりにも「意志」を表明させて過酷な責任を負わされるか、という二者択一の困難に直面している。これが、本稿が取り組む核心的な問題である。

本稿の目的は、知的障害者の意思決定を支える仕組みの分析を通じて、その背後にある「意志」と「責任」の概念そのものを問いなおし、現代社会を覆う自己責任論を乗り越えるための新たな視座を提示することである。そのために、2つの切り口から議論を進める。1つ目は、かつて存在した文法範疇の「中動態」である。行為を「能動／受動」の二項対立で捉える以前の概念を導入することで、「自由」や「意志」、「責任」について再考する。2つ目は、多摩地域における知的障害者福祉の実践である。支援者が知的障害者とどのように関わっているのかを分析し、ただ主体性を認めるだけでは解決しない問題をいかに打破するかを検討する。

本稿の構成は以下の通りである。第1章では、リベラリズムと経済システムからの要請がいかに結びつき、理性的主体による「自己決定・自己責任」が現代社会の規範として確立されたか、その歴史的・社会的背景から論じる。第2章では、知的障害者が現代社会において直面する「生きづらさ」の諸相を分析する。次に、障害者運動による「自立」概念の再定義と、現代日本においてなお残存する「家族への囲い込み」の実態を明らかにする。その上で、これらの閉塞状況を打破するために要請される「支援付き意思決定（SDM）」の理論的背景について概説する。第3章では、日本とオーストラリアにおける支援付き意思決定の実践を比較し、支援付き意思決定が、「結果責任の個人化」という問題を引き起こしていることを指摘する。第4章では、「中動態」の概念を導入して意志と責任の関係を再定義する。そして多摩地域における実践の分析を通じて、主体性の押し付けを回避しながら他者と「かかわり」続けるための具体的な方途を論じる。

## 1. 自己責任論の構造

本章では、現代社会で広く見られる「自己責任論」がどのようにして形成され、機能しているのかを歴史的経緯から説明する。第1節では、近代社会の基盤となるイデオロギーであるリベラリズムに着目し、その根幹をなす「自由」と「責任」の概念が、いかに「近代的人間像」の確立と不可分であったかを論じる。第2節では、1980年代以降のネオリベラリズムの台頭がこれらの概念を変質させ、自己責任論を単なる倫理から経済システムへの服従を促す統治の技法へと転換させたプロセスを追う。第3節で、この転換が福祉国家のあり方に及ぼした影響を分析することで、「生きづらさ」を生み出す構造的なメカニズムを明らかにする。

### 1. 1 リベラリズムにおける自由と責任

本節では、現代の「自己責任論」を構造的に理解するための基礎として、その根幹をなす「自由」と「責任」の概念が、リベラリズムによってどのように確立されたのかを考察する。

#### 1. 1. 1 近代を貫くイデオロギーとしてのリベラリズム

政治学者のマイケル・フリーデン (2015=2021) によれば、リベラリズムに「単一で明快な」意味は存在せず、「数多くの信念体系や理論」によって表現されてきた。とはいえ一般的には、その集合知こそが近代の政治・思想・経済の構造を決定づけた中核的なイデオロギー<sup>1</sup>だと考えられている。

リベラリズムの出発点は、最も単純に言えば、人々を拘束し搾取を行う社会・政治的束縛から人々を解放する運動にある。暴政的な君主や封建制度、高圧的な宗教慣行が絡み合って生じた抑圧が、そこからの脱出を目指す動きへと変化した (同上: 44)。その一例となるのが、プロテスタント宗教改革である。16世紀に、ドイツのルターがローマ＝カトリック教会を批判した『九十五か条の論題』に端を発するキリスト教の改革運動である。この動きを抽象的にみると、世俗的な権力が宗教権威に対して起こした抵抗だといえる。圧政に抵抗する権力は徐々に強大になり、最終的には暴君から人民を解放する権利についての主張に結びついた。

市民革命とならんで重要なのは、ロックら17世紀の思想家たちによって主張された、自然権の考え方である。自然権とは、人間が生まれながらにして持っている権利のことで、これは国家や社会制度に先行する。ロックは、「自己に属するものから派生・帰結したものに対しては、その者が義務・権利を負う」(立岩 [1997] 2013: 73) と考えた。具体的に言えば、人間は「生命」、「自由」、「財産」を創造・所有する能力と、それを守られる権利を持つという考えである。「自然」という修飾語が示すのは、これらの権利がかつてのように、支配者や特権階級による不安定な合意や伝統によって維持された慣習ではなくなったということである。ロックやカント、ヘーゲルといった思想家は、自己生産・制御するものを

---

<sup>1</sup> フリーデンはイデオロギーを「政治共同体の社会的および政治取り決めに正当化し、争い、または変更することを目指す」(フリーデン 2015=2021: 32) 動きと定義している。

所有する権利が人間にはあると主張した。

リベラリズムの台頭を後押ししたもう一つの社会変動は、ヨーロッパ社会における都市化の拡大である。商業的生産力と私的財産を有する中産階級であるブルジョワジーが徐々に強力になるにつれ、商品の生産と取引を保護・促進したいという要求が高まった（フリーデン 2015=2021: 47）。ブルジョワジーは、取引を自由に行う権利や、財産を尊重される権利を支配者層から勝ち取り、後には国家に保障させるまでに至った。

リベラリズムは「単一で明快な」定義を持たないものの、近代社会を象徴するイデオロギーとして機能してきた。その思想の根源は、暴政的な支配から「人々を解放する運動」にあり、宗教改革は初期の抵抗のひとつである。また、ロックらによる自然権の主張が理論的支柱となり、都市化・工業化の中で台頭したブルジョワジーが、自由な取引や財産権の保障を求めることで、その実現を社会的に後押しした。リベラリズムは「個人の解放」という理念を基盤に、思想的・社会的な変革を通じて成立したといえる。

### 1. 1. 2 リベラリズムの前提となる近代的人間像

リベラリズムが統一的な思想ではないことは前述したが、それでは一体何がリベラリズムの共通要素なのだろうか。

フリーデンはリベラリズムの「中核的概念」として、「自由」、「合理性」、「個性」、「進歩」、「社会性（社交性）」、「一般的利益」、「権力」の7つを挙げている（フリーデン 2015=2021: 106-116）。

まず1つ目の「自由 (liberty, or freedom)」は、リベラリズム (liberalism) の名が示すように、他のイデオロギーと区別するためにはなくてはならない要素である。ただし、「自由」という言葉をどのように捉えるかは一意には定まらない。フリーデンは、「自由」の解釈は大まかに2つに分けられると述べている。1つは、「物理的な侵害や、国家による侵害から護られた、他者からの危害を受けないで行える活動の範囲を確保することや、そうした危害を受けることのない非活動的な生の範囲さえも確保すること」である。もう1つは、「人間から人間性を失わせるようなあらゆる障害を積極的に取り除くことで、人間の潜在力の発露を可能にすること」である。前者の例としては、自然権のような封建社会では保障されていなかった自己生産・制御や所有の自由の認可が当てはまる。そして後者には、選択を実現することを阻む貧困を解消することなどが当てはまる。

2つ目の「合理性」とは、「理にかなった選択」をしたり、「人生の目的や手段について反省」したり、「配慮と常識と尊重をもって他者に接する」能力のことであり、リベラリズムは人間が生まれながらに合理性を持つという前提のもとで進められる。だからこそ、すべての人がこの合理性を発揮できるように、平等な権利と機会を肯定する動きへとつながる。

3つ目の「個性」とは、人間を質的に区別する精神的・道徳的要素である。リベラリズムは人間を「自己を表現したり発展させたりする能力を持つ存在」とみなしているため、その手助けをするために「教育的、経済的、文化的、保健的な環境」の提供を促進しようとする。

4つ目の「進歩」とは、時間の経過とともに社会は改善され続けていくという、時間についての楽観的な見方である。具体例として、人間の発明と努力によって生活水準が向上するだろうという予測が挙げられる。リベラリズムにおいて人間の発展とは、大局的には、

「諸個人の自由意志（中略）を活用し、またそうした自由意志を反映する、連続的なプロセス」だと捉えることが可能だ。

5つ目の「社会性（社交性）」が示すのは、人間は「自分以外の他人を愛する存在」であるという前提である。実際に、初期のリベラリズム思想家であるロックは、人間が自然状態<sup>2</sup>において、「尊重と愛情の強い相互依存関係」の中にあると考えていた。この考えは時代とともに、経済・感情・物理的な面において与え合う相互依存関係へと発展していった。

6つ目の「一般的利益」とは、人々が普遍的な人間性を備え、善を追求することである。リベラル達は、一般的利益の追求が人々を統合することにつながると想定している。

そして最後の「権力」とは、制限され均衡の取れたかたちの権力に限定される。というのも、リベラリズムの発端は権力への抵抗だったが、実行力のある決定をするために政府に権威が必要になってきたからである。そこで、リベラルな政体はその権力の抑制や均衡、権力への対抗手段の確保、権力の分割をしつつ、権力の行使を実現しようとしている。

フリーデンは、以上7つの中核的概念はすべて必要ではあるが、リベラリズムを説明するのには不十分だと述べている。なぜなら、このような概念の一つ一つには多様な意味の解釈が存在し、そのために特定の意味が選択的に与えられ、他の意味は排除されることになるからだ（フリーデン 2015=2021: 116-117）。

実際、近代において主流となったリベラリズムの一派は、先に述べた「自由」や「合理性」「個性」を強調する傾向にあった。

このようなリベラリズムを支えるのが「人間は主体的存在であり、自己の行為に責任を負わねばならない」という考え方である。そしてこの人間像（以下近代的人間像）こそが近代の根本を支えている（小坂井 [2008] 2020: 21）。小坂井は、近代的人間像が時代を通して持続し続けた背景に「格差を正当化するイデオロギー」（小坂井 [2008] 2020: 419）の必要性を指摘している。すべての人間を平等に扱う社会などは存在しないが、もしその不平等が封建制度やカースト制度といった〈外部〉に由来するのであれば、社会秩序は安定する傾向にある。しかし、近代民主主義社会は原則として格差を認めない。だから、格差の原因を個人に内在させるために、自由意志や責任が導入された。つまり、リベラリズムが提示した「自由で合理的な個人」という人間像は、その理想とは裏腹に、結果の不平等を「本人の選択と能力の結果」として納得させるための「自己責任論」の萌芽を、その内部に当初から宿していたと言える。

## 1. 2 自己責任論の登場と福祉国家

リベラリズムは自由意志や責任の概念を重視したが、それが直接的に自己責任論へと接続したわけではない。なぜならフリーデンが指摘する通り、リベラリズムは非統一的かつ多層的で、その意味の解釈は選択的に与えられたり、奪われたりするからである。

例えば、19世紀後半ごろから20世紀前半にかけて、社会の構成員同士の相互依存関係（社会性）を重視する「ニューリベラリズム」（後述するネオリベラリズムとは区別される）と呼ばれる思想が誕生した（フリーデン 2015=2021: 85）。この背景には、古典的なリベラリズムが経済・社会的な問題の解決には不十分であるという認識がある。平方裕久によれ

---

<sup>2</sup> 国家や社会が形成される前に、人間が置かれていた状態。

ば、ニューリベラリズムは、人間が他者からの援助なくしては生きられないことを強調し、そのような支援がリベラリズムの中核的概念である自由にとって重要だと主張する（平方 2013: 1）。したがって、ニューリベラリズムはリベラリズムの一派であり、リベラリズムと区別されるものではない。

本節では、ネオリベラリズムこそが自己責任論の定着を促し、そして福祉国家の衰退をもたらしたという視点で、論を展開する。

### 1. 2. 1 ネオリベラリズムによる自由と責任の変容

ラウラ・ブレーケン（2022）によれば、「自己責任」という言葉は明治時代にすでに用例が見られ、大正時代には、ドイツ語の「Selbstverantwortlichkeit」の翻訳語として用いられている。しかしながら、戸谷洋志（2024）は「自己責任」が現在の意味で使用されるようになった背景には、1980年代に日本に流入したネオリベラリズムの影響があると主張している。

ネオリベラリズム（「新自由主義」とも訳される）は、「リベラルの中核概念である合理性を、経済的利益の最大化」という目的に限定したイデオロギーである（フリーデン 2015=2021: 195）。堤かなめ（2017）によれば、ネオリベラリズムとは「市場の『見えざる手』による資源配分が何よりも効率的」であると考え、政府の経済に対する介入を抑制し、市場を民間の自由な競争に委ねることで、経済発展の促進を目指すことである。

ネオリベラリズムは、1960年代まで主流だったケインズ経済学<sup>3</sup>（「大きな政府」）に対する批判から始まり、80年代にイギリスのサッチャー政権、アメリカのレーガン政権に採用されて世界的な潮流となった。

サッチャーは、長期的な経済停滞の原因を、「大きな政府」による社会福祉や公共部門の増大に見出した。そこで「小さな政府」を目指し、社会保障給付や医療費、教育費など歳出面の抑制を図るとともに、国営企業の民営化を進めた。歳入面においても、税制の抜本的改革を推し進め、所得税を減税する代わりに付加価値税を増税するなど、所得に対する課税から消費に対する課税へと変えた（樋口 1989: 22）。サッチャーはこのようなネオリベラリズム政策を実行するにあたり、社会保障に頼らないことを道徳のように語っている。自分の責任で生きることこそが人生の「美しさ」であり、社会保障を頼ることは醜悪で恥ずべきことだ。このような考えを流布することで、政府への反発を回避しようとしたのである（戸谷 2024: 24）。

日本においても、1980年代中頃から、社会・経済の各分野においてネオリベラルな改革が行われ、その過程で自己責任論は経済原則として機能するようになっていった。内閣府は2002年に発表した『平成14年度版 年次経済財政報告書』の中で、「経済システムを支えるのは最終的には個人」だとした上で、「個人は自己責任原則のもとで行動することが求められる」と述べている。そして、「自己責任原則」は「自己研鑽」に裏打ちされるべきだと主張している（内閣府 2002）<sup>4</sup>。つまり、個人には経済を成り立たせる義務があり、そ

<sup>3</sup> イギリスの経済学者ケインズは、著書「雇傭・利子および貨幣の一般理論」を基礎として、自由放任主義の経済にかわって政府による経済への積極的介入を主張した。

<sup>4</sup> 内閣府, 2002, 『平成14年度版 年次経済財政報告書』 <https://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je02/wp-je02-000i1.html> (2025年12月18日最終閲覧)。

の自己責任を果たすために自己研鑽し続けなければならないというのが当時の日本政府のメッセージだった。

したがって、自己責任論とは、ネオリベラルな施策を有効に機能させるために国民に自助努力を促す「道徳的指針」だと定義することができる。ここで戸谷が指摘しているのは、「自由には責任が伴う」という紋切り型のスローガンとともに自己責任論が要求するのはシステムへの服従であり、そこに服従しない自由は存在しないということである（戸谷 2024: 30-32）。

### 1. 2. 2 自己責任論と福祉国家

前項では、ネオリベラリズムおよび、そこから発生した自己責任論について述べた。本項では、自己責任論およびネオリベラリズムが福祉国家に対して、どのような影響を及ぼしたのかについて分析する。

まず、福祉国家の定義について確認されたい。一般的には、「社会保障政策を積極的に推進する『大きな政府』」が福祉国家とみなされることが多い。しかし、新川敏光（2013）はそれだけでは不十分だとし、福祉国家の条件として「民主主義政治を通じて福祉が権利化する」ことを挙げている。理由としては、社会保障を重視するあまり、権利の政治を疎かにすることは、容易に独裁や専制と融和するからである。GDP（国内総生産）やGNI（国民総所得）に対する社会保障の割合が高くとも、全体主義国家や社会主義国家ならば福祉国家とは呼べない。

そもそも、福祉国家 (welfare state) とは、ナチス・ドイツの戦争国家 (warfare state) に対抗して生まれた理念である。古典的ナリベラリズムに基づく資本主義経済における貧富の差を認め、全体主義を避けながら資本主義を延命させる策として福祉国家が誕生した（同上: 25）。田中滋（2013）も社会主義とは程遠く、むしろ社会保障制度は資本主義の健全な発達を支えてきたことを述べている<sup>5</sup>。

では、自己責任論は福祉国家にどのような影響を及ぼしたのだろうか。前項でも触れた通り、イギリスでは、自己責任論によって社会保障に頼らないことが美德となり、大規模な公的歳出削減が行われた。日本においても1997年に「財政構造改革」が発表され、社会保障費を毎年2200億円削減することが目指された。このような状況は一見して、自己責任論が福祉の「切り捨て」をもたらしたように見える。

しかしながら、後房雄（2009）は自己責任論によって福祉国家が解体されたのではなく、「再編成」が起こったと見ている。後によれば、福祉国家の再編成とは、従来のような国家がパターナリスティックに保護する方針から、個人の主体性を重視する方向へと大きく舵を切ったことを指す。具体的には、ギデンスの「第三の道」やエスピン-アンデルセンの議論にみられるように、単なる所得移転による救済よりも、人的資本への投資や就労支援（ワークフェア）を通じて個人の生産的能力を高めることが優先されるようになった（同上: 74-75）。また、サービス供給においては、官僚制の非効率性を克服するために「準市

<sup>5</sup> 田中滋, 2013, 「社会保障制度はいつ何のために始まったか」『生活福祉研究』84  
[https://www.myri.co.jp/publication/myilw/foreword/backnumber\\_84.php](https://www.myri.co.jp/publication/myilw/foreword/backnumber_84.php) (2025年12月18日最終閲覧)。

場 (quasi-market)<sup>6</sup>が導入され、利用者の選択と事業者間の競争原理が持ち込まれた。これは、福祉の受け手を「受動的な対象」から「能動的な主体」へと捉えなおすものであり、個人の自律や選択を尊重するという名目のもと、自身の生活に対する「自己責任」が制度的に強く要請される転換であったといえる。

こうした新自由主義的な改革は、福祉における公的責任の変質と、過度な自己責任論の強化を招く危険性を孕んでいる。宮本太郎 (2001) が指摘するように、就労支援が不十分なまま義務付けのみが先行するワークフェアは、労働者を市場の圧力に直接晒すことになりかねない。また、市場原理を前提とした準市場化は、本来「権利」として保障されるべき福祉サービスを、個人の選択能力や市場の論理に依存するシステムへと変容させる。つまるところ、効率性や主体性の尊重というレトリックによって導入された競争原理は、構造的な格差を個人の努力不足の問題へと矮小化し、社会的連帯という福祉国家の根幹を揺るがす結果をもたらしている。

## 2. 知的障害者と自己責任論

本章では、知的障害者が現代社会において直面している困難を、医学的定義、法制度、および社会運動の歴史的変遷を通じて明らかにする。第1節では、知的障害の医学的な診断基準がいかにして法的な権利剥奪の根拠となり、自己責任論とパターンリズムによる社会的排除を正当化しているかを論じる。続く第2節では、こうした排除に対抗する当事者運動の展開と「自立」概念の再定義について検討した上で、現代日本においてなお強固に残存する「家族への囲い込み」の実態を分析する。最後に第3節では、これらの閉塞状況を打破する新たな法的・倫理的枠組みとして、国際的な潮流となっている「支援付き意思決定 (Supported Decision Making)」の理念とその理論的背景について概説する。本章を通じて、知的障害者をめぐる「保護」と「自律」のアポリアを解きほぐし、次章以降の議論の前提となる視座を提示する。

### 2. 1 自己責任論による知的障害者の排除

本節では、知的障害の障害特性を説明した上で、それらが自己責任論のもとでは排除の材料となりうることを概説する。

まずは、知的障害の医学的な定義を確認するところから始める。本稿では、2013年にアメリカ精神医学会 (American Psychiatric Association) が発表した『精神疾患の診断・統計マニュアル』(The Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders) 第5版、通称 DSM-5 (以下 DSM) を参照する。

DSMによると、知的障害 (Intellectual Disability) とは、「知的機能 (intellectual functioning) と適応行動 (adaptive behavior) の両方に明らかな制限 (significant

---

<sup>6</sup> ジュリアン・ルグランによって提唱された概念で、費用は公的に負担するが、サービス提供は民間の多様な主体 (企業、NPO など) が競争的に行い、利用者が選択権を持つ仕組み (後 2009: 81)。

limitations)があり、それは日常の社会生活の多くの場面や実用的スキルの範囲に及ぶ状況だと定義される。ここでいう知的機能には、論理的思考、問題解決、計画立案、抽象的思考、判断などが含まれる。また適応行動とは、日常生活において自立し、社会的責任を果たすために必要な概念的・社会的・実地的な領域での行動を指す。知的機能や適応行動ができるかどうかは、「認知機能」という言葉でまとめることができる。重要なのは、これらの診断基準で示される「認知機能」が、近代法システムにおいて権利と責任を持つ（「法的人格」たる）ために不可欠とみなされている点である。

熊谷晋一郎（2018）によれば、知的障害者を含め、認知障害を持つ人々は、認知機能尺度と称されるものに基づき法的能力が否定されてきた。

例えば、多くの国の刑法で、知的障害者は善悪識別能力に欠ける者として刑事責任能力を問われない。これは、1893年にイギリスで提示された「マクノートン・ルール（M'Naghten Rules）」に基づいている。実際、日本の刑法第39条には「心神喪失者の行為は、罰しない。2 心神耗弱者の行為は、その刑を減輕する」（e-Gov 法令検索）<sup>7</sup>とあり、「精神の障害によって、自己の行為の是非善悪を弁別する能力を欠くか、又はその能力はあるがこれに従って行動する能力がない者」は「心神喪失者」として罰せられない（法務省 1991）<sup>8</sup>。

知的障害者は刑事責任に限らず、自らの生活に関わる重要な決定（居住場所の選択、財産管理、契約締結など）を行う権利も制限されている。その結果、彼らの意思決定の空白を埋めるものとして要請されるのが、パターナリズム（温情主義、家父長主義と訳される）である。坂田紘野（2023）によれば、パターナリズムとは、「強い立場にある者が弱い立場にある者の利益のために、本人の意思にかかわらず介入・干渉・支援するような動き」である。たとえ、弱い立場にある者の利益を真に考慮した上での動きであったとしても、本人の意思を尊重することなく行動した場合、それはパターナリズムとみなされる<sup>9</sup>。知的障害者に対するパターナリズムの一例が成年後見制度である。この制度は、知的障害者や精神障害者、認知症患者といった「物事を判断する能力が不十分」とみなされた人の財産管理や身上監護を、成年後見人が行うことで「本人の権利とくらしを守る制度」（武蔵野市 2025）<sup>10</sup>とされている。しかしながら、成年後見人には包括的な取消権や代理権が与えられているため、本人の意思に尊重しない介入や判断等が制度上可能である点で、パターナリスティックだと言える（坂田 2023）。

このように、医学的な診断基準に基づく「能力」の欠如は、法的な「保護」の根拠となると同時に、本人から自己決定権を剥奪する正当な理由として機能している。成年後見制度に象徴されるパターナリズムは、「責任を負えない者は決定もしてはならない」というロ

<sup>7</sup> e-Gov 法令検索, 「刑法」 [https://laws.e-gov.go.jp/law/140AC0000000045#Mp-Pa\\_1-Ch\\_7-At\\_39](https://laws.e-gov.go.jp/law/140AC0000000045#Mp-Pa_1-Ch_7-At_39) (2025年12月18日最終閲覧)。

<sup>8</sup> 法務省, 1991, 『平成3年版 犯罪白書』 <https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/32/nfm/mokuji.html> (2025年12月18日最終閲覧)。

<sup>9</sup> 坂田紘野, 2023, 「成年後見制度はパターナリスティックな制約を課しているのか」 <https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=73916?site=nli> (2025年12月18日最終閲覧)。

<sup>10</sup> 武蔵野市, 2025, 「成年後見制度」 [https://www.city.musashino.lg.jp/kurashi\\_tetsuzuki/sodan\\_komarigoto/keko\\_fukushi/1006668.html](https://www.city.musashino.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/sodan_komarigoto/keko_fukushi/1006668.html) (2025年12月18日最終閲覧)。

ジックによって、知的障害者を管理の客体へと固定化するものである。つまり、自己責任論が支配する社会において、責任能力を問われないことは恩恵ではなく、むしろ市民としての自由と尊厳の喪失を意味すると言える。

## 2. 2 知的障害者の自立生活

第1節では、知的障害者が認知能力を理由に社会・経済・法的に排除されていることを説明した。では、こうした医学モデルに基づく支配的な構造に対し、当事者たちはどのように対峙してきたのか。本節では、障害者運動の歴史的展開に焦点を当て、パラダイム転換としての「社会モデル」の提起と、そこにおける「自立」概念の再定義について論じる。その上で、再定義された自立はどこまで達成されたのか、現状を分析することによって明らかにする。

### 2. 2. 1 障害者運動と自立

崔榮繁（2023）によれば、1950年代ごろの欧米先進国では、知的障害者に限らず多くの障害者が大規模施設に収容されて生活していた。そのような状況を憂いたデンマークの行政官は、1958年に「障がいの有無に関わらず、人々にはより快適に当たり前の生活をする権利があり、社会全体でそれを実現していく必要がある」（崔 2023: 11）という「ノーマライゼーション」の考えを提示した。すると、1960年代から70年代にかけて、「世界同時多発的」（立岩 1999: 85）に脱施設を求める運動が巻き起こった。本項では、この歴史的潮流の中で獲得された新たな理念と、日本における独自の展開、そして知的障害者運動への波及について論じる。

欧米を中心とした障害者運動の成果は、大きく以下の2点に集約される。

1点目は、アメリカの自立生活運動による「自立」概念の再定義である。アメリカの障害者運動は公民権運動の影響を受けており、カリフォルニア大学バークレー校に入学したエド・ロバーツ（Ed Roberts）ら、重度身体障害を持つ学生たちの活動もその一つである。定藤邦子（2009）によれば、彼らは障害者のための学習環境が整備されていなかった大学に対してバリアフリーの要求をしたり、州の制度を利用して介助者の雇用・訓練・解雇を自分たちで行ったりした。西原雄次郎（2006）によれば、彼らは運動の中で、たとえ重度の障害により全面的な介助が必要であっても、「家族や施設の庇護の下から出て、自分の暮らしを自分でコントロールできる状態」が「自立」であると主張した。つまり、従来の自立観にあった「身辺自立」や「経済的自立」を拒否し、「社会的自立」こそが「自立」だという新しい自立観を提示したのだ。

2点目は、イギリスの障害者運動から発生した、「医学モデル」から「社会モデル」へのパラダイム転換である。石尾絵美（2008）によれば、1970年代に、障害者権利団体のUPIAS（「隔離に反対する身体障害者連盟」）が障害を社会的抑圧と定義し、マイケル・オリバーがこれを社会的に理論化した。オリバーは、身体的な機能不全である「インペアメント（Impairment）」と、社会的な障壁によって生じる不利益である「ディスアビリティ（Disability）」を明確に区別し、後者を「社会モデル」と名付けた。医学モデルが障害を「個人の悲劇」として捉えるのに対し、オリバーの提唱した社会モデルは、障害を「インペアメントを持つ人々に対して、社会が課す不必要な隔離や排除」とであると定義する。こ

の理論により、問題解決の方向性は「個人の努力（治療や適応）」から「社会的障壁の除去」へと根本的に転換された。

こうした世界的な潮流と時を同じくして、日本においても激しい権利擁護運動が展開された。1970年代の「青い芝の会」による脳性マヒ者の運動や、府中療育センターでの処遇改善闘争などがその代表である。鍛冶智子（2024）によれば、日本の運動における重要な特徴は、単なる「脱施設」にとどまらず、「脱家族」が強く志向された点にある。土屋葉（2002）によれば、当時の障害者施策は戦後一貫として「介護／扶養する家族」を前提にしてきた。施設入所やホームヘルパー派遣といった公的サービスは、その必要性が説かれてはいるものの、あくまで家族（親）ができなくなった、あるいは亡くなったときの対策として位置付けられていた（同上：30）。そのため、重度障害者は成長した後も家族へ依存し、自分をへりくだり続けなければいけなかった（同上：ii-iii）。障害者がこのような抑圧から自由になるためには、管理的な施設を出るだけでなく、介護負担を一手に負う家族（特に親）の庇護と支配からも離脱しなければならなかったのである。

自立生活運動は当初、身体障害者（主に脳性マヒ者）が中心となって牽引していたが、1990年代前後から知的障害者本人も主体となって声を上げ始めた。具体的には、親の会から派生した「本人の会」や、欧米で誕生・発展した「ピープルファースト」の理念に影響を受けた当事者グループの活動が挙げられる。

前者は、「手をつなぐ育成会」（以下育成会）と呼ばれる親の会を基盤として発足した。育成会は1952年に3人の知的障害児の母親が、教育・福祉・就労などの施策の整備・充実を求めたことに端を発する。育成会は社会運動体として、知的障害者の思いの代弁の役割を果たしてきたが、一方では親たちの思いに知的障害者自身の意見が覆い隠されてしまう側面もあった（鍛冶 2024：59）。津田英二（2000）によれば、1990年ごろから、育成会において親と当事者の問題を明確に分ける必要性が提起された。知的障害者自身が育成会に参加し始める中で、1991年の東京での育成会の大会では、知的障害者が準備から企画まで携わり、本人中心の分科会が作られた。保積功一（2007）によれば、1994年以降、育成会における本人活動が本格的に始まり、国へ意見書を提出や、海外の知的障害者や当事者活動との交流を積極的に行ってきた。

後者の「ピープルファースト」とは、「私たちは障害者である前に、まず人間である」という意味である。元々はアメリカの知的障害者組織のスローガンだったが1970年代以降、当事者組織の名称として使われるようになった（鍛冶 2024：4）。1993年にカナダで開かれたピープルファーストの国際会議に、日本の知的障害者と支援者が参加したのを皮切りに、大阪での全国大会の開催、各地方・全国組織としてのピープルファーストが創設された。全国組織であるピープルファーストジャパンの目的は、困難を抱えていても地域で当たり前で暮らせる社会を作ることである。具体的な活動として、「入所施設をなくす」「自立生活をするための地域サービスを増やす」ことなどが挙げられている（ピープルファーストジャパン 2006）<sup>11</sup>。

<sup>11</sup> ピープルファーストジャパン、2006、「ピープルファーストジャパンについて」

[https://www.pf-](https://www.pf-j.jp/)

[j.jp/%E3%83%94%E3%83%BC%E3%83%97%E3%83%AB%E3%83%95%E3%82%A1%E3%83%BC%E3%82%B9%E3%83%88%E3%82%B8%E3%83%A3%E3%83%91%E3%83%B3%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6/](https://www.pf-j.jp/%E3%83%94%E3%83%BC%E3%83%97%E3%83%AB%E3%83%95%E3%82%A1%E3%83%BC%E3%82%B9%E3%83%88%E3%82%B8%E3%83%A3%E3%83%91%E3%83%B3%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6/)

ただし、このような知的障害者運動には、身体障害者のそれほどの影響力がないと分析する論者もいる。西原は、ピープルファースト運動等は結局「その周囲にいるもの達の代弁的な働き」であり、知的障害者が身体障害者のような当事者運動を組織するのは難しいと考えている。このように知的障害者が社会的自立にこそ困難を抱えることを指摘した上で、西原は知的障害者の自立を再定義する必要性を説いた。それは、社会的自立を公私の支援によってカバーし、地域社会の一員として尊厳を持って生きることも「自立生活」とみなす考え方である（西原 2006: 4）。

このような自立概念は、具体的にどのように達成されるのだろうか。岡部耕（2006；2010）は、集合住宅の一室を借りて、少数で特定の支援者に 24 時間支援を任せながら行う一人暮らしを自立生活と呼んだ。また、グループホーム（4-5 人の入居者を標準とした住居）も、一人暮らしに比べると自由度は下がるが、「家族」とも「大規模施設」とも違う地域生活の場として、自立生活の場として位置付けている。

染谷莉奈子（2019）によれば、上記のような自立生活は、2013 年に施行された障害者総合支援法によって、制度上可能になった。しかし、実際に知的障害者に「脱施設」かつ「脱家族」の地域生活が真に保障されているかは、次項で見る居住実態等を通じ、慎重に検討されなければならない。

## 2. 2. 2 知的障害者の自立生活の現状

前項で確認したように、障害者総合支援法の施行（2013 年）により、制度上は知的障害者が地域で「自立」して生活するための基盤は整えられたとされる。しかし、西原らが提起した「支援を受けながらの自立」や、日本の障害者運動が目指した「脱施設・脱家族」という理念は、現代の日本社会において実質的に達成されているのだろうか。本項では、厚生労働省の統計調査などを基に、知的障害者の居住状況、同居相手、およびケアの担い手の実態を分析する。

まず、知的障害者がどこで生活しているかを確認する。内閣府の『令和 5 年度障害白書』<sup>12</sup>によれば、身体障害、知的障害、精神障害の 3 区分について、各区分における障害者数の概数は、身体障害者（身体障害児を含む。以下同じ。）436 万人、知的障害者（知的障害児を含む。以下同じ。）109 万 4 千人、精神障害者 614 万 8 千人となっている（表 2-1）。施設入所・入院の状況を障害別にみると、身体障害における施設入所者の割合 1.7%、精神障害における入院患者の割合 4.7%に対して、知的障害者における施設入所者の割合は 12.1%となっており、特に知的障害者の施設入所の割合が高い点に特徴がある（表 2-1）。日本の障害者福祉政策は、入所施設の拡充路線から地域移行・地域生活支援へと転換してきたが、施設に入所している知的障害者はまだまだ多い。施設入所率の高さは、一見すると知的障害者が親の元を離れ、専門職による支援を基盤に生活しているようにみえる。しかしながら、自立生活運動で障害当事者らが主張したのは、施設でも親元でもない生活であり、実現しているとは言い難い現状がある（鍛冶 2024: 14）。

（2025 年 12 月 18 日最終閲覧）。

<sup>12</sup> 内閣府，2023，『令和 5 年障害者白書』

<https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/r05hakusho/zenbun/index.html>（2025 年 12 月 18 日最終閲覧）。

次に、在宅（施設外）で暮らす障害者について確認する。厚生労働省の『平成 28 年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）結果』<sup>13</sup>によれば、65 歳未満の知的障害者<sup>14</sup>の住宅の種類は「家族の持ち家」が半数を超え、「民間賃貸住宅」や「グループホーム等」はそれぞれ約 10～15%ほどである（表 2-2）。同居者がいる場合が多いが、ほとんどは親で（92.0%）、身体障害者（48.6%）や精神障害者（67.8%）と比べて圧倒的にその割合が高く、逆に配偶者や子どもと暮らしている割合は圧倒的に低い（表 2-3）。したがって、知的障害者は結婚や出産等により自ら家族を形成する機会が非常に少なく、家族関係が定位家族（特に親）に限定されがちで、親依存の生活になりやすいことがわかる（鍛冶 2024: 15）。

最後に、ケアの担い手について確認する。知的障害者に限った結果ではない<sup>15</sup>が、「きょうされん」<sup>16</sup>が 2010 年に実施した『家族の介護状況と負担についての緊急調査の結果』<sup>17</sup>では、在宅の介護者のうち母親が 64.2%、父親が 25.4%と、親によるケアに依存している傾向が指摘されている。「どこで誰と住むか」と「誰からケアを受けるか」は本来別のことであるが、以上の調査から同居とケアが一体になっていることがうかがえる。

以上より、障害者自立運動で要求された「地域移行」が現実には進んでいないことがわかった。この理由として、2つの理由が考えられる。

1 つ目の理由として、日本の社会政策と不可分に結びついた規範意識、すなわち「日本型近代家族」による「囲い込み」の構造が挙げられる。要田洋江によれば、日本の社会福祉システムは、家族の自助努力が失敗した場合にのみ国が介入する「残余的福祉モデル」をとっており、実質的な生活保障機能を「家族」に負わせてきた。このような「家族の自助原則」に基づく社会において、障害を持つ成員は家族によって扶養・保護されるべき存在とみなされ、その結果、障害児・者は「家族への囲い込み」しか選択肢を持たない状況に置かれてきた。この「囲い込み」は、親たちの内面化された規範意識によって強化される。要田は、日本社会には「親の責任」「親に面倒を見られるのが当たり前」という「常識」が存在し、それが障害者を家族内に留め置く圧力になっていると指摘する（要田 1994: 66-68）。

2 つ目は、知的障害特有の障害特性とそこから生じるケア移譲の困難さである。身体障害者の場合、当事者は言語による明確な指示が可能であり、介助者を「手足」として利用する関係を築きやすい。しかし、言語的コミュニケーションや意思表示に困難を抱える知

---

<sup>13</sup> 厚生労働省, 2018, 『平成 28 年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）結果』  
[https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/seikatsu\\_chousa\\_c\\_h28.html](https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/seikatsu_chousa_c_h28.html)（2025 年 12 月 18 日最終閲覧）。

<sup>14</sup> 同調査では取得している障害者手帳の種類を基準に集計されており、本稿では療育手帳保持者を知的障害者として捉える。

<sup>15</sup> 同調査で回答のあった障害者の内訳は、知的障害が 58.2%、身体障害が 27.0%、精神障害が 13.8%（重複あり）となっている。

<sup>16</sup> 前身は 1977 年に結成された「共同作業所全国連絡会（略称・共作連）」である。

<sup>17</sup> きょうされん, 2010, 『家族の介護状況と負担についての緊急調査の結果』  
<https://www.kyosaren.or.jp/investigation/3106/>（2025 年 12 月 18 日最終閲覧）。

的障害者の場合、そのケアは単なる身体介助にとどまらず、本人の微細なサインから「意を汲む」という解釈のプロセスを必要とする。染谷莉奈子は、高齢の母親へのインタビュー調査を通じて、障害特性ゆえのケアの特殊性が、親子の「離れ難さ」を生んでいると指摘する。染谷によれば、知的障害者の意図を理解し信頼関係を築くためには、長期間にわたる密接な関わりの蓄積が不可欠である。そのため、母親たちは我が子のケアを「他人（福祉職）には代替不可能」なものと感じてしまい、ケアを委ねることをためらってしまう（染谷 2019: 106-108）。

このように、知的障害者の自立生活を阻んでいるのは、単なる福祉サービスの不足だけではない。要田が指摘した「家族責任」という社会規範の圧力と、染谷が明らかにした「関係性依存」というケアの特性が、二重の壁となって彼らを「家族」の中に留め続けているのである。では、家族だけが「良き理解者」であるという現状を打破し、第三者が本人の意思を適切に汲み取り、支えていくことは不可能なのか。次節では、その具体的な方法として「支援付き意思決定」の議論へと進む。

### 2. 3 支援付き意思決定（意思決定支援）の要請

ここまで、知的障害者が直面している排除の構造を見出した。認知機能障害が法的な権利剥奪を招き、自立生活運動で目指された「脱施設・脱家族」の理念は、強固な家族責任の規範と、意思疎通の困難さを理由とした管理的なケアによって阻まれている。

本節では、こうした閉塞状況を打破する新たな法的・倫理的枠組みとして、国際的な潮流となっている「支援付き意思決定（Supported Decision Making、以下 SDM）」について、その理論的背景とともに論じる。SDM には「意思決定支援」という訳語もあり、こちらは日本の行政の文脈でよく使われる。そのため本稿では、日本における SDM に関しては「意思決定支援」、諸外国における SDM については「支援付き意思決定」として区別する。

支援付き意思決定の議論が活発になった契機は、2006 年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約（CRPD）」<sup>18</sup>である。CRPD 第 12 条は「障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有する」<sup>19</sup>と明記し、締結国に対して、その権利行使に必要な支援を提供する義務を課した。前述の通り、従来の法理論は、個人を「他者からの支援なしに、自身の自律性を行使する孤立した存在」と捉えており、認知機能に制約がある知的障害者は自律的な判断ができず、法的能力そのものが否定されてきた。しかし、CRPD 第 12 条は、認知能力の有無によって法的能力を剥奪することが禁じ、後見人制度をはじめとした代理意思決定を支援付き意思決定へと置き換える責務を作り出した（熊谷 2018: 69）。

では、支援付き意思決定とはどのような概念なのだろうか。その源流は条約採択以前の 1990 年代初頭の、知的障害者の権利擁護団体であるカナダ・コミュニティ・リビング協会（CACL）による議論にまで遡る。木口恵美子（2015）によれば、CACL は、自己決定や自律が「独立して他者から干渉されずに権利を行使できる個人」を前提としてきたことを批判

<sup>18</sup> 日本は同条約を 2007 年に署名、2014 年に批准した。

<sup>19</sup> 外務省, 2014, 「障害者の権利に関する条約」

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr\\_ha/page22\\_000899.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_000899.html) (2025 年 12 月 18 日最終閲覧) .

し、自律は「他者との関係を用いても表現され得る」ものであり、相互依存の関係の下での意思決定も正当であるという新たなパラダイムを提示した。すなわち、支援付き意思決定の核心は、人間を本質的に「相互依存的」な存在として捉えなおす点にある。健常者であっても、周囲や専門家の助言を得て意思決定を行なっている（つまり、十分な支援付き意思決定を享受している）のだから、知的障害者が意思決定により多くの支援を要することは程度の問題であり、絶対的な問題ではない。熊谷も社会モデルの観点から、知的障害者が意思決定者として認められること、そしてそのために意味のある支援を配備することが、平等の条件であると論じている（熊谷 2018: 70）。

このパラダイム転換において、支援の指針となる原理もまた、変更を迫られる。後見人制度は「最善の利益」という基準に依拠していたが、それゆえに支援者の価値観によるパターンリズムに陥りやすいことが問題になっていた。これに対し、支援付き意思決定では本人の希望が中心に据えられる。本人の意思が不明確であったり、支援者と意見が分かれたりした場合であっても、「意思と好みへの最適な解釈」を見つけ出すために話し合うことが求められる（木口 2015: 51-52）。たとえ本人が「合理的ではない」決定をしたとしても、その決定に至るプロセスを信頼関係に基づいて支えることこそが、支援付き意思決定の本質的意義である。

### 3. 知的障害者の支援付き意思決定（意思決定支援）とその限界

第2章において、知的障害者が認知機能の不足を理由に社会・経済・法的に排除されていること、そしてこの問題を解決するためには、知的障害者が意思決定の主体たるための援助が必要だと論じた。そこで、第3章では日本とオーストラリアにおける意思決定支援（支援付き意思決定）の事例を参照しながら、特徴や課題を整理する。

#### 3. 1 日本における意思決定支援

日本における意思決定支援をめぐる議論は、CRPD 批准を目的に活発化してきたが、同時に、条約の理念と現実の法的枠組みとの間で矛盾を抱えてきた。本節では、まず制度改革の経緯を確認し、次に CRPD 第12条の解釈をめぐる政府と専門家の対立、そして福祉現場における実践の試みを整理することで、日本の意思決定支援が内包する構造的な限界を明らかにする。

##### 3. 1. 1 制度改革の経緯

日本の意思決定支援に関する議論は、CRPD（2006年採択）の批准に向けた国内法整備と、障害者自立支援法に対する集団訴訟（2008年）を契機に本格化した。

障害者自立支援法は、それまでの支援費制度に代わり2006年に導入されたが、サービスの費用に「応益負担」を求めたため、障害当事者や関係者から強い危機感と反発を招き、2008年より全国で集団訴訟が提起された。2010年には、厚生労働省と原告団・弁護団の間で合意文書が交わされ、①自立支援法を廃止し、新たな総合的な福祉法を制定すること、②新法制定にあたっては障害者の参画のもと十分議論を行うこと、などが明記された。こ

の合意に基づき、内閣府に障害者制度改革推進本部および障害者制度改革推進会議（以下推進会議）が設置され、改革の議論が進められた（木口 2014: 28）。

推進会議では、①「障害者基本法」の抜本的改正、②「障害者総合福祉法（仮称）」の制定、③「障害を理由とする差別の禁止法（仮称）」の制定について話し合われた（内閣府 2010）<sup>20</sup>。より効率的な議論のために、推進会議のもとに「総合福祉部会」と「差別禁止部会」が設置された。会議および部会での議論の結果、2011年7月に改正障害者基本法が、2012年6月に障害者総合支援法が、2013年6月に障害者差別解消法が成立した。以上の国内法の整備をもって、2013年12月にCRPDの批准を決めた。

この一連の障害者制度改革の中で、「意思決定支援」が着目され、最終的には障害者基本法や障害者総合支援法に盛り込まれることになった。障害者基本法第23条には、「国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。」（e-Gov 法令検索）<sup>21</sup>として、障害者や家族への相談業務や、成年後見制度などの制度利用の際に、意思決定に配慮する義務を定めている。また、障害者総合支援法第42条には、「指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者（以下「指定事業者等」という。）は、（中略）関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。」（e-Gov 法令検索）<sup>22</sup>とあり、事業者の責務として意思決定の支援が盛り込まれている。

### 3. 1. 2 条約との乖離

以上のように、形式的には法制度に組み込まれた日本の意思決定支援だが、その実態はCRPDが求める理念とは大きく乖離しており、特に以下の2点において顕著な課題を抱えている。

1点目は、成年後見制度の扱いである。CRPD第12条は、他者が本人に代わって決定を行う「代行決定」から、本人の意思決定を支える「支援付き意思決定」への転換を求めている（木口 2014: 26）。しかし日本政府は、重度の認知症などで本人の意思決定が不可能な場合に代理権を認めないことはかえって本人の保護に欠けるとして、代行決定を含む現行の成年後見制度は条約に抵触しないという立場を崩していない（木口 2017: 6）。この解釈により、日本では「支援」の名の下に、本人の法的能力を制限する代行決定制度が温存されるという矛盾が生じている。

---

<sup>20</sup> 内閣府，2010，「障害者制度改革推進のための基本的方向」  
<https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/law/promotion/wakariyasui.html>（2025年12月18日最終閲覧）。

<sup>21</sup> e-Gov 法令検索，「障害者基本法」[https://laws.e-gov.go.jp/law/345AC1000000084/#Mp-Ch\\_2-At\\_23](https://laws.e-gov.go.jp/law/345AC1000000084/#Mp-Ch_2-At_23)（2025年12月18日最終閲覧）。

<sup>22</sup> e-Gov 法令検索，「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」  
[https://laws.e-gov.go.jp/law/417AC000000123#Mp-Ch\\_2-Se\\_2-Ss\\_5-At\\_42](https://laws.e-gov.go.jp/law/417AC000000123#Mp-Ch_2-Se_2-Ss_5-At_42)（2025年12月18日最終閲覧）。

2点目は、支援者中心の議論展開である。CRPDにおける支援付き意思決定が、本来、障害当事者の「法的能力を行使する権利」を中心概念として構成されていたのに対し、日本における導入過程では、事業者団体や施設関係者などの「支援者側」からの提案が議論を主導した。具体的には、施設職員などを「意思決定支援の専門職」として位置づけ、個別支援計画の作成等を担わせようとする動きが強かった。その結果、策定された「意思決定支援ガイドライン」においても、意思決定支援責任者の配置や会議の開催といった「事業者がいかに支援を提供するか」という管理・提供側の論理が色濃く反映されることとなった（同上：10-12）。

以上の経緯から、日本における意思決定支援の現状は次のように統括できる。日本は意思決定支援を法制度に導入することには成功したが、その内実は CRPD が求める権利擁護のパラダイムシフト（代行決定から支援付き意思決定）を達成するには至っていない。むしろ、成年後見制度という代行決定の枠組みを維持しながら、福祉サービスの一環として事業者の配慮義務に留めるという折衷的な形態をとっている。さらに、その運用に関しても、当事者の権利行使という視点よりも、支援者の役割や専門性の確保という視点に重きが置かれており、真の意味での「自己決定権の保障」には構造的な限界が存在している。

### 3. 2 オーストラリアにおける支援付き意思決定

前節では、日本における意思決定支援が、成年後見制度という「代行決定」の枠組みから脱却しきれず、また議論の重心が支援者の役割に置かれているという構造的な限界を確認した。こうした日本の現状に対し、CRPDの理念である「本人の権利行使」をより忠実に具現化しようとする先進的な試みが、オーストラリアで始まっている。

本節では、その具体的な実践である「南オーストラリア州・支援付き意思決定モデル（South Australia-Supported Decision Making、以下 SA-SDM）」を取り上げ、日本の課題を乗り越える示唆を含むその特徴と理念について検討する。

#### 3. 2. 1 SA-SDMの開発背景

オーストラリアでは、2008年のCRPD批准をきっかけに後見人法の見直しが始まっており、同時に代行決定によらない支援付き意思決定が模索されている。南オーストラリア州権利擁護庁が2010年に立ち上げたSA-SDMプロジェクトもその1つである。このプロジェクトは、障害を「個人の機能障害としてではなく、環境との相互作用によって生じるもの」として捉えるCRPDの社会モデルに基づき開発された（熊谷 2018: 72）。

SA-SDMの特筆すべき点は、単に目前の課題を解決することのみを目的とするのではなく、意思決定とその実現に向けた「プロセス」を経験すること自体を重視している点にある。木口恵美子・山本智美によれば、SA-SDMはこのプロセスを通じて障害当事者が意思決定のスキルと自己効力感を高めるとともに、それを支える地域ネットワークを形成することを目的としている（木口・山本 2018: 56）。

#### 3. 2. 2 SA-SDMの仕組み

SA-SDMは、障害者が意思決定を実現するための地域ネットワークを構築する取り組みである。支援は専門職単独によってではなく、インフォーマルな関係性を含む「チーム」によって行われる。約6ヶ月から10ヶ月にわたり、以下の役割を持つメンバーがチームと

なる。

- ① 意思決定者 (Decision Maker、以下 DM) : 何らかの障害により、意思決定に困難を抱える本人。自らの意思を表明する役割と責任を負う。
- ② ファシリテーター (FA) : チームの調整役。DM の希望に基づきチームを編成し、DM にとって意味のある支援となるよう調整を行う。
- ③ サポーター : 本人が選んだ信頼できる人物 (友人、家族、ボランティア等)。無償で本人に寄り添い、合意文書に基づき支援を行う。
- ④ トレーナー : チームの動向を注視し、FA への支援やスキルアップのためのトレーニングを行う。
- ⑤ 本人の身近にいる人々。
- ⑥ サービス提供事業者 : ヘルパー等従来のサービスに限定しない。
- ⑦ 地域社会の構成員。

流れとしては、まず FA が DM とサポーターのリクルートを行い、役割と責任を明確にした「合意書」を作成する。その後、本人の希望を実現するためのチームを形成し、定期的なミーティングを通じて具体的なアクションを実行していく。終結に際して、FA とトレーナーはチームから離れ、DM とその支援チームとの関係が今後も維持されるような準備が行われる (木口・山本 2018: 56-57)。

### 3. 2. 3 SA-SDM の特徴

SA-SDM の最大の特徴は、支援の判断基準を「(本人の) 最善の利益」から「(本人から) 表出された希望」へと転換した点にある (木口・山本 2018: 57)。従来の「最善の利益」を優先する支援では、本人の想いに対して、周囲の意見への誘導や説得といった介入が行われ、本人の選好や意思とは異なる決定が下されることが度々あった。一方で、このプロジェクトでは、「表出された希望」を軸に DM の希望を実現・解決するパーソン・センタード (Person Centered) の立場がとられた。

このアプローチにより、DM が小さな自己決定や経験を重ねていくうちに、自信や自己肯定感を取り戻すことが可能になる。SA-SDM は、問題解決の成否以上に、本人が人生をコントロールし、意味のある人生を歩むための「力 (Power)」を獲得するエンパワメントの活動として位置づけられている (同上: 57-58)。

このように、オーストラリアの SA-SDM は、判断能力の有無を問うのではなく、適切な支援環境があれば意思決定は可能であるという信念に基づき、CRPD 第 12 条の実質的な具現化を試みているといえる。

### 3. 3 責任の所在という課題

第 1 節および第 2 節で確認した通り、日本とオーストラリアの制度は、その成熟度に差はあるものの、いずれも「代行決定から支援付き意思決定へ」という国際的な潮流の中で、本人の自己決定権を最大限尊重しようと試みている。しかし、「本人が決める」形式を整えることで、同時に「その結果に対する責任も本人が負う」論理を招き寄せる危険性を孕んでいる。

本節では、意思決定支援の現場における「不当な影響」のリスクと「自己決定」概念そ

のものが抱える責任の限界について検討する。

### 3. 3. 1 不当な影響のリスク

Nina A. Kohn ほかは、支援付き意思決定は後見制度に代わる魅力的な選択肢だと認めた上で、その運用実態に関する実証的な証拠が不足していると指摘する (Kohn ほか 2013: 1113-1114)。そのため、インフォーマルな支援関係の中で生じる意思決定者への「不当な影響」が懸念されている。

支援付き意思決定の現場において、支援者の意図によるものかどうかに関わらず、特定の情報の提示や会話の誘導によって本人の決定を左右してしまう可能性は排除できない。これは後見制度でも指摘されることではあるが、後見制度とは違い法的な監視や説明責任がないため、被害がより深刻になる可能性がある。Kohn ほかは、本人の意思決定能力が限定されていることを認めながらも、本人が意思決定プロセスに完璧に参加でき、その決定が「真意」だと断定することは「矛盾」だと指摘する (同上: 1137)。仮にその決定が支援者の影響を強く受けたものであるならば、その結果生じた損害に対する責任を、形式上の決定者である障害者のみに帰属させることは倫理的に正当化できるだろうか。支援付き意思決定には、この責任の所在を曖昧にしたまま、支援者の介入を正当化してしまうリスクが潜んでいる。

### 3. 3. 2 意志と責任の限界

この責任の問題を國分功一郎・熊谷晋一郎 (2020) はより根本的な次元で議論している。國分・熊谷は「意思決定支援」が従来のパターナリズムによる排除への反省から生まれたことを歓迎しつつも、それが「治療する側や支援する側の責任回避の論理」に接近していると警鐘を鳴らしている。

近代的な「意志」の概念は、行為の原因を過去の文脈や環境ではなく、行為者たる個人にのみに求める。この論理に基づけば、「支援を受けながらも最終的に選んだのはあなた (あなたの意志) である」とされ、結果に対する全責任が当事者に課されることになる。國分・熊谷はこれを、インフォームド・コンセントがときに医師の訴訟逃れ的手段となる構造と同型であると指摘する (國分・熊谷 2020: 200)。つまり、知的障害者が意思決定の現場から排除されていたことの反省が、現代の意志や責任を表現する概念・言語によって制約を受けている状況だといえる。

支援付き意思決定や意思決定支援の実践が直面している課題は、単なる制度の未整備や支援スキルの不足だけではない。「能動 (自分で決める／責任を負う)」または「受動 (決めさせられる／保護される)」という二項対立的な枠組みで責任を捉えている限り、知的障害者の意思決定支援は「責任の押し付け」か「パターナリズムへの回帰」のどちらかに陥らざるを得ない。

## 4. 自己責任論の再考

第3章では、従来のパターナリズムへの反省として支援付き意思決定が提唱されている

ものの、現代の「能動態／受動態」的な思考様式の中ではうまく機能しえないことが示唆された。本章第1節では、能動／受動の対立を中動態によって捉えなおし、そこに付随する意志・責任を再考する。そして第2節で、知的障害者支援ネットワークにおける「かわり」の実践を提示し、それを手がかりに第3節では普遍的な自己責任論からの解放へと展開する。

#### 4. 1 中動態による捉えなおし

ここまで、現在の支援付き意思決定が「自己決定」を尊重すればするほど、結果に対する全責任を障害者本人に負わせる「自己責任論」の罠に陥りやすいことを指摘した。本節では、この膠着状態を打開するための視座として、「中動態」と呼ばれる文法範疇を導入し、自由や意志、責任の概念を捉えなおすことを試みる。

まず、私たちが自明のものとしている「意志」の機能について検討する。

國分・熊谷は、近代的な意志の概念が、行為へと至る因果関係を「切断」する機能を持っていると指摘する。例えば、ある行為がなされる時、そこには本来、過去の経験、環境的要因、身体的状態、他者との関係性といった様々な要素が連なっている。しかし、今日の感覚で「自分の意志で行為する」というとき、そのような複雑な背景は捨象され、「自分の意志」という独立した行為の出発点が捏造されているのだ。つまり、私たちは過去や外部から完全に自由な意志などないものにも関わらず、意志を「無からの創造」としてイメージしている（國分・熊谷 2020: 110-113）。

「意志による切断」は、責任の所在を明確にする上で極めて都合が良い。なぜなら、意志の概念によって、行為をある主体に所属させることができるようになるからである（同上: 114）。行為が誰かの所有物ならば、その行為の責任は所有者にあるという理屈が成立する。現在の支援付き意思決定が「支援者側の責任回避の論理」に接近してしまう要因は、このような意志の機能に依存していることにある。

では、以上のような意志を中心とするモデルに対置される「中動態」とは何か。言語学的に定義するならば、中動態とは「主語自体がその動作の場所になる」態のことである（同上: 352）。態 (voice) とは、主語と動作の関係を示す、動詞の文法範疇のひとつである。私たちが慣れ親しんでいる態は「能動態／受動態」だが、この区別は本質的なものではない。歴史を遡れば、もともと受動態は存在せず、「能動態／中動態」の対立のみが存在していた（國分 [2017] 2025: 47-48）。

そのことを踏まえた上で、中動態において「主語自体がその動作の場所になる」とは、どういうことか。能動態／受動態の対立図式では、主語は「行為の主体（する側）」か「行為の客体（される側）」のいずれかとして規定される。つまり、態が行為や動作の方向性に依拠して定義されている。これに対し、能動態／中動態の対立においては動作の場所が「外」か「内」のどちらかが主題になっている。主語が動詞の指し示す過程の内部にあるときには中動態が用いられ、その過程が主語の外で完結するときには能動態が用いられた。例えば、古代ギリシア語に「βούλωμαι」という中動態のみをとる動詞がある。これは「私は欲する」という意味である。現在の言葉では能動態として表されるが、古代ギリシア語では、「私」という主語を「欲する」という過程の場所として捉えている。というのも、欲する過程においては、私が何かを欲するというより、私の中で欲望や欲求が渦巻いて何か

を求めることが起こっているからである（國分・熊谷 2020: 96-99）。能動態／中動態の世界では、主語が行為をコントロールする絶対的な司令塔ではなく、物事が起こる「場所」として存在している。中動態の視点に立つとき、行為とは「意志による切断」の結果ではなく、過去の流れや周囲が相互に影響する連続的なプロセスの結果として現れる。

能動態／中動態の世界観において、「責任」の意味もまた劇的な変容を遂げる。従来、責任とは意志によって選択した結果を引き受けることを意味していた。しかし、中動態の世界における責任とは、そのような懲罰的な概念ではない。むしろ意志を根拠に応答することを強制する責任を「墮落した責任」だと、國分は批判している（國分 [2017] 2025: 495）。

國分は、中動態的に物事を捉えなおすこと、すなわち、行為の要因となった様々な事象を切り捨てずに丁寧に認識しなおすことによって、「この状況に対して何かを返したい」「関わり続けたい」という自発的な応答への欲求が芽生えると考えている（同上: 512）。この応答への欲求こそが、中動態における責任の実体である。

このように中動態の視座において、責任とは「意志」の所有者に帰属される負債ではなく、過去やプロセスに対する自発的な「応答」として捉えなおされた。では、この「応答への欲求」に突き動かされ、相手との「かかわり」を紡いでいく実践とは、具体的にどのようなものになるのだろうか。次節では、この新たな意志や責任の捉え方が、具体的なかかわりの実践においてどのように現れるのかを検討する。

#### 4. 2 「社会」であり続けること

前節では、近代的な「意志」の概念が、行為の背景にある文脈を「切断」し、責任を個人に帰属させる機能を持つことを見た。本節では、多摩地域の知的障害・自閉症当事者支援ネットワークにて参与観察を行ってきた三井さよの論考を手がかりに、この「切断」が支援の現場でどのように現れているかを確認し、それを乗り越えるための具体的な「かかわり」のあり方について論じる。

三井は、知的障害者や自閉症者と関わる際、特に彼らが他者やモノに意図的に危害を与えるようにみえるとき、周囲がしばしば「過剰な主体性の押し付け」と「過剰な主体性の剥奪」という二つの極端な反応に陥ることを指摘している（三井 2016: 203）。「主体性の押し付け」とは、当事者の不可解な行動に対し、意図や反省を一方的に解釈し、非難や処罰感情を強めることである。これは、当事者がその行為に至るまでの因果関係を勝手に切断し、意志を押し付けることだといえる。一方、「主体性の剥奪」とは、当事者の行為を全く意味のないもの、あるいは単なる障害の症状として処理し、彼らを理解不能な「絶対的他者」として位置づけることである。これは、当事者に主体たる資格がないとみなし、人間としての尊厳ある扱いから排除する行為だといえる。これらは一見対照的だが、複雑で流動的な当事者の存在を、こちらの理解しやすい枠組み（責任ある主体か、管理される客体か）に合わせて切り取り、意志の意味を固定化している点において同質である。

では、多摩地域の支援者たちは、この「切断」にどのように抗っているのか。三井は、彼らの実践を Niklas Luhmann の「ダブル・コンティンジェンシー」の概念を用いて分析している。

コンティンジェンシー (contingency) とは「別様でありうること」であり、ダブル・コンティンジェンシーとは、「別様でありうること」が二重に重なっている状態である。より

図式的に説明するならば、「ふたつのブラックボックスがあり、お互いにかかわっていないが、相手が何を想定しているのかわからない」状態のことを指す（三井 2023: 36-37）。三井がかかわってきた多摩地域の支援者たちは、トラブルの渦中において当事者の行為の意味を性急に決めつける（主体性を押し付ける／剥奪する）ことを留保し、あえて「相手の内面はブラックボックスである（分からない）」という前提に立つ。その上で、一見脈絡のない暴力や破壊行為であっても、自身の前提にとらわれずに意図を探りつづける。このとき、ある種の付き合い方ややり方が見出される。三井は、付き合い方ややり方のことを Luhmann のシステム生成論になぞらえて「システム」と呼んでいる（同上: 39-42）。

ダブル・コンティンジェンシーとして捉えかえす例として、三井はある女性当事者との出来事を挙げている。2人で過ごしていたときに、その当事者が急にハサミを持って冷蔵庫に向かっていった。三井が後ろから羽交い締めにすると、彼女は振り切り、冷蔵庫に入っていた胡瓜にハサミを突き立てた。そのときは、なぜそんなことをするのかかわからず恐怖や絶望を抱いたという。しかし、その後「止めに入った私に驚いたのかもしれない」「袋を開けたかったのかもしれない」と、複数の意味を推論し続けた（三井 2016: 194）。これがダブル・コンティンジェンシーによる捉えかえしである。この営みにおいて重要なのは、本当の意図や正しい対処法（システム）を見つけ出すことではない。当事者を「わからない」存在と捉えながらも、システムが生成される可能性を探るためコミュニケーションし続けようとするのである。Luhmann がコミュニケーションする関係を「社会」と捉えた（Luhmann 2005=2007: 235）ことを踏まえると、支援者の「かかわり」方とは、つまるところ、当事者と「社会」であろうとし続けることなのだ。

この「ダブル・コンティンジェンシーとしての捉えかえし」は、現代の自己責任論が抱える排除の論理を乗り越える重要な示唆を含んでいる。自己責任論に基づく社会は、「自律した主体（自分の意志を説明でき、責任を負える人）」のみを構成員として認め、そうでない者を排除あるいは管理しようとする傾向がある。

しかし、三井が描く多摩地域での実践は、相互理解が不全なままであっても、トラブルが解決しなくとも、コミュニケーションし続けることによって、当事者と「社会」であり続けることは可能だと示している。そこでは、「責任能力の有無」や「規範の共有」といった包摂の条件は問われない。ただ、相手の行為に応答し、意味を探り続ける「かかわり」の持続こそが、社会を社会たらしめているのである。

#### 4. 3 すべての人が自己責任論から解放されるために

本章では、「中動態」の概念と、三井さよによる多摩地域の支援実践の分析を通じて、意志と責任のあり方を再検討してきた。本節では、これらの議論を統合し、知的障害者の支援付き意思決定から発生した問いが、障害の有無にかかわらず、現代社会を生きるすべての人が直面する「自己責任論」の重圧から解放されるための鍵となることを論じる。

第1章で論じたように、リベラリズムは「理性を持った自律的個人」を社会の構成単位として前提としてきた。このモデルにおいて、主体は自らの意志に基づいて行為を選択し、その結果に対して全責任を負うことができる存在と定義される。そして、この理性的な主体の概念は、効率的な経済システムへの順応を求める現代社会において、「自己責任論」という形で先鋭化されてきた。すなわち、「成功も失敗もすべて個人の自由な選択の結果であ

る」という論理が勝者を正当化すると同時に、敗者や困難を抱える人々を「努力不足」や「能力欠如」として切り捨てる根拠となってきたのである。

しかし、この枠組みは知的障害者のように「理性的主体」の要件を満たさないとされる人々を社会の周縁へと追いやることになる。彼らは「責任能力がない」とみなされパターンリスティックな保護の対象となるか、あるいは無理やりにでも「意志」を表明させられて自己責任の土俵に乗せられるか、という二者択一の暴力的な扱いを受けてきた。

この閉塞的な状況に対し、本章第1節で導入した「中動態」の概念は、自由や意志、責任についての考えに大きな転換をもたらした。國分・熊谷は、自己責任論の根拠となっている「意志」という概念が、実は行為に至る複雑な因果関係を人為的に「切断」しているに過ぎないことを暴き出した。私たちは「無からの創造」によって自由に行為する支配的な主体ではなく、過去の経験や身体を含む外部からの情報が流れ込む「場所」として、中動的に存在している。この視点に立脚すると、責任とは「行為の所有者が支払うべき負債」ではない。それは、意志によって切断されそうになる過去や文脈を認識しなおすことによって生まれる「応答」への自発的な欲求として再定義される。この論理において、責任は個人に固定されるものではなく、関係性の中で流動し共有されるものへと変容する。

さらに、第2節で紹介した「かかわり」の実践は、上記の中動的な責任のあり方を、より具体的な支援のあり方に落とし込んでいる。多摩地域の支援者たちは、知的障害者の不可解な（ように見える）行為に対して、主体性の押し付けも剥奪も行わない。彼らは、相手の意図は完全にわからないという「ダブル・コンティンジェンシー」の不確定さに耐えながら、それでもコミュニケーションを遮断せず、「社会」であろうとしている。

ここで重要になるのが、「別様性（コンティンジェンシー）」を認める態度である。自己責任論の世界では、ある行為に対して「あなたが意志を持っておこなった」という単一の意味づけが強要される。しかし、三井が描く実践においては「もしかしたら違う意味かもしれない」「別の可能性があったかもしれない」という別様性の幅・程度が常に確保されている。この別様性の余地こそが、「わからない他者」に対して排除的な手段を取ることを踏みとどまらせるのだ。

本稿が、知的障害者の支援付き意思決定を通じて見出そうとしたのは、単なる福祉技術の改善策ではない。それは、「強い個人の意志」を前提とした自己責任論の社会から、互いの弱さと不確かさを許容し合える社会への転換である。

私たちは、他者の内面を完全に理解することもできなければ、自分の行為のすべての原因を掌握することもできない。しかし、その「わからなさ」を欠如として嘆く必要はない。わからないからこそ、私たちは相手の行為に別様性を見出し、決めつけを保留し、かかわり続けることができる。意志によって関係を断ち切るのではなく、別様性の幅を保ちながら、互いの生に応答し合うこと。その中動的な営みの中にこそ、知的障害者のみならず、すべての人が自己責任の重圧から解放され、尊厳を持ってともに生きる「社会」の姿があるはずである。

## おわりに

本稿では知的障害者の支援付き意思決定を切り口に、現代社会を覆う「自己責任論」の限界と、それを乗り越えるための視座を探究した。これまで知的障害者が受けてきた受難の歴史を考えると、当事者主権は決して譲れないものである。しかしながら、意思決定を支援するだけでは解決されない問題があるのも事実である。そこで、私たちが自明としている意志や責任の概念を捉えなおし、その先にある新たな「かかわり」の実践を検討した。その結果として、私たちには別様性があり、決してわかり合えないことを前提としつつも、「社会」であり続けることが必要だと考えた。この視座は障害者福祉の枠組みを超えて、すべての人が近代的人間像から解放されて、互いに依存し合える社会への道を切り開くものである。

しかしながら、この理念を現実社会に実装させるためには、具体的なシステムが必要なのも事実である。本稿では、理念に立脚した制度まで議論することができなかった。この点については今後の課題としたい。

## 参考・引用参考文献

- American Psychiatric Association, 2013, “The Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders: DSM-5 5th ed.”, American Psychiatric Association.
- Blecken, Laura, 2022, 「日本社会における『自己責任』 — デジタル・ヒューマニティーズの手法を用いた自己責任の概念の歴史と言語分析」『日本語と日本語教育』50: 45-68.
- フリーデン, Michael, 2015, “Liberalism: A Very Short Introduction”, Oxford: Oxford University Press. (=2021 山岡龍一監訳『リベラリズムとは何か』筑摩書房.)
- 樋口正昇, 1989, 「サッチャー政権下の税制改革と社会保障」『海外社会保障情報』87: 22-34.
- 平方裕久, 2013, 「イギリスにおけるニュー・リベラリズムの経済思想 — ひとつの学說的接近」『経済学研究院ディスカッション・ペーパー』2013(4): 1-29.
- 保積功一, 2007, 「知的障害者の本人活動の歴史的発展と機能について」『吉備国際大学社会福祉学部研究紀要』12: 11-22.
- 石尾絵美, 2008, 「障害の社会モデルの理論と実践」『技術マネジメント研究』7: 37-49.
- 鍛冶智子, 2024, 『ケアの多元的社会化 — 知的障害者の地域での自立と「脱家族論」再考』誠信書房.
- 木口恵美子, 2014, 「自己決定支援と意思決定支援 — 国連障害者の権利条約と日本の制度における『意思決定支援』」『福祉社会開発研究』6: 25-33.
- \_\_\_\_\_, 2015, 「Supported Decision Making をめぐる海外の議論の動向」『福祉社会開発研究』7: 47-55.
- \_\_\_\_\_, 2017, 「意思決定支援をめぐる国内の論議の動向」『福祉社会開発研究』9: 5-12.
- 木口恵美子・山本智美, 2018, 「知的障害者の意思決定支援の実践に関する研究 — 南オーストラリアモデルの国内試行を通して」『福祉社会開発研究』10: 55-63.
- Kohn, Nina A., Blumenthal, Jeremy A. and Campbell, Amy T., 2013, “Supported Decision-Making: A Viable Alternative to Guardianship?,” *Dickinson Law Review*, 117(4): 1111-1157.
- 國分功一郎・熊谷晋一郎, 2020, 『〈責任〉の生成 — 中動態と当事者研究』新曜社.
- 國分功一郎, [2017] 2025, 『中動態の世界 — 意志と責任の考古学』新潮社.
- 小坂井敏晶, [2008] 2020, 『増補 責任という虚構』筑摩書房.
- 熊谷晋一郎, 2018, 「支援付き意思決定 — その法理・実践研究・当事者性について」『障害学研究』14: 67-84.
- Luhmann, Niklas, 2005, “Inklusion und Exklusion,” *Soziologische Aufklärung*, 6, VS Verlag. (=2007 村上淳一訳「インクルージョンとエクスクルージョン」『ポストヒューマンの人間論』東京大学出版会.)
- 三井さよ, 2016, 「それでも『社会』でありつづける — 多摩地域における知的障害当事者への支援活動から」『社会史林』62(4): 189-207.
- \_\_\_\_\_, 2023, 『知的障害・自閉の人たちと「かかわり」の社会学 — 多摩とたこの木ク

- ラブを研究する』生活書院.
- 宮本太郎, 2001, 「社会民主主義の転換とワークフェア改革」日本政治学会編『三つのデモクラシー』岩波書店, 69-88.
- 西原雄次郎, 2006, 「知的障害者にとって自立生活とは何か」『テオロギア・ディアコニア』40: 1-7.
- 岡部耕典, 2006, 『障害者自立支援法とケアの自律 —パーソナルアシスタントとダイレクトペイメント』明石書店.
- \_\_\_\_\_, 2010, 『ポスト障害者自立支援法の福祉政策 —生活の自立とケアの自律を求めて』明石書店.
- 定藤邦子, 2009, 「アメリカバークレー市における障害者自立生活 —1989年の障害者自立生活者を事例として」『Core Ethics』5: 453-462.
- 崔栄繁, 2023, 「障害者差別と地域移行に向けて運動の歴史と課題」『連合総研レポートDIO』36(1): 10-14.
- 新川敏光, 2013, 「福祉国家の存立構造」『法政理論』45(3): 7-34.
- 染谷莉奈子, 2019, 「何が知的障害者と親を離れ難くするのか —障害者総合支援法以降における高齢期知的障害者家族」榊原賢二郎編『障害社会学という視座 —社会モデルから社会学的反省へ』新曜社, 88-114.
- 立岩真也, 1999, 「自己決定する自立」石川准・長瀬修編『障害学への招待』明石書店.
- \_\_\_\_\_, [1997] 2013, 『私的所有論 [第2版]』生活書院.
- 戸谷洋志, 2024, 『生きることは頼ること —「自己責任」から「弱い責任」へ』講談社.
- 土屋葉, 2002, 『障害者家族を生きる』勁草書房.
- 津田英二, 2000, 「知的障害者がいる家族の自助グループにおけるネットワーキング」『人間科学研究』8(1): 45-56.
- 堤かなめ, 2017, 「ネオリベラリズム、脱政治化とコミュニティの危機」『学術の動向』22(9): 26-30.
- 後房雄, 2009, 「福祉国家の再編成と新自由主義 —ワークフェアと準市場」『年報行政研究』44: 63-86.
- 要田洋江, 1994, 「現代家族と障害者の自立—日本型『近代家族』を超えて—」『家族社会学研究』6(6): 65-79.

## 図表

表 2-1 日本の障害者の状況

	総数	在宅者数	施設入所者数
身体障害者	436万人	428.7万人	7.3万人 (1.7%)
知的障害者	109.4万人	96.2万人	13.2万人 (12.1%)
	総数	外来患者数	入院患者数
精神障害者	614.8万人	586.1万人	28.8万人 (4.7%)

(内閣府『令和5年版障害者白書』をもとに作成)

表 2-2 在宅の知的障害者(65歳未満)の住宅の種類

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
総数	100%	100%	100%
自分の持ち家	34.8%	8.4%	11.9%
家族の持ち家	38.8%	53.9%	42.8%
民間賃貸住宅	15.1%	12.5%	21.4%
社宅・職員寮・寄宿舎等	0.5%	0.6%	0.8%
公営住宅	5.9%	7.1%	14.2%
貸間	0.3%	0.2%	1.1%
グループホーム等	2.4%	14.9%	4.4%
その他	0.7%	0.8%	1.7%
不詳	1.4%	1.6%	1.7%

(厚生労働省『平成28年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)結果』をもとに作成)

表 2-3 在宅の障害者(65歳未満)の同居者の状況(複数回答)

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
総数	100%	100%	100%
同居者あり(複数回答)	84.1%	81.0%	75.0%
夫婦	52.1%	4.3%	27.1%
親	48.6%	92.0%	67.8%
子	29.9%	3.1%	15.5%
兄弟姉妹	13.3%	40.3%	19.5%
その他の人	2.6%	8.6%	4.8%
一人で暮らしている	12.2%	3.0%	18.6%
不詳	3.7%	16.0%	6.4%

(厚生労働省『平成28年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)結果』をもとに作成)